

令和元年8月30日

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 令和2年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	400	500	△100	△ 20.0
うち 国内債	400	500	△100	△ 20.0
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	400	500	△100	△ 20.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高(見込)	令和元年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	100	100	—	0.0
うち 出 資	100	100	—	0.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	1,080	680	400	58.8
うち 国内債	1,080	680	400	58.8
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,180	780	400	51.3

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		750	1,000	△250
(内訳)	融資	600	600	—
	出資	150	400	△250

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		750	1,000	△250
(財源)	財政投融资	400	500	△100
	財政融資	—	—	—
	産業投資	—	—	—
	政府保証	400	500	△100
	自己資金等	350	500	△150
	政府保証（5年未満）	300	650	△350
	貸付回収金	23	—	23
	借入金償還	—	△150	150
	貸付金利息	24	15	9
	借入金利息	△5	△7	2
	債券利息	△9	△2	△8
	事務費	△8	△6	△3
	その他	25	△1	26

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下、「機構」）の出融資対象である利用料金収入で費用を回収するPFI事業は、利用料金収入という施設の需要変動リスクを民間が負担するものであり、このリスクに対応した資金調達が必要となるところ、我が国では、インフラに対してリスクマネーを供給する市場が形成されていない。

このため、官民出資により構成される機構が当該事業に対しリスクマネー（原則メザニンファイナンス）を供給することで、民間投資を喚起し、インフラ投資市場の形成を促進するとともに、PFI事業の更なる推進を図るものである。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

機構は、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対するメザニンファイナンスを原則としており、機構、PFI事業者、民間投資家とのリスク分担は明確。

また、内閣総理大臣が定める支援基準に「民間金融機関・民間投資家等からの十分な資金供給が見込まれること」と規定されており、民間企業のモラルハザードを防止している。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構の出融資対象事業は、インフラの整備において民間の資金・ノウハウを最大限活用できる一方、需要変動リスクのある利用料金収入で費用を回収するPFI事業に限定されている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

2年度の要求においては、30年度の支援決定及び支援実行実績、機構に寄せられている民間企業からのニーズ等を踏まえて実需に即した要求としている。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	28年度	29年度	30年度
運用残額	118億円	160億円	30億円
運用残率	70.2%	100%	18.8%

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

政府保証について

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

令和2年度に資金調達の可能性があるコンセッション事業等のPFI事業に対し、事業の検討段階から支援に向けた調整を円滑に行うため、政府保証債400億円を要求するもの。

尚、以下の要素を勘案すると、機構における政府保証の活用は、政府保証に係る4類型における類型iv②に該当するといえる。

機構の出融資対象であるPFI事業を実施する民間事業者にとって、当該公共施設の整備等を実施する事業は新規事業となり、政府保証の付与がなければリスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなる。

PFI事業（インフラ事業）は、中長期の安定的なキャッシュフローが見込まれるものの、投資の回収に時間を要し、事業期間が長期にわたるものであり、長期の債券発行を合理的な範囲で行うことで、財務レバレッジを拡大できる効果が相当程度見込まれる。

(2) 政府保証外債

発行予定なし

(3) 政府保証外貨借入金

借入予定なし

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

大規模なコンセッション事業等のPFI事業に対し、機構が補完を行う金融支援として、必要と見込まれる金額である政府保証債400億円を要求するもの。

(2) 政府保証外債

発行予定なし

(3) 政府保証外貨借入金

借入予定なし

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

機構は、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対して出融資等を行い、コンセッション方式等に対する出融資等の予算として、政府保証400億円を要求するもの。

掲載箇所・内容は以下の通り。

○「経済財政運営と改革の基本方針2019」

第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり

3. 地方創生の推進

(1) 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出

ユニバーサル社会の実現を推進し、高齢者や子育て世帯が安心して暮らせるよう、地域の生活機能を集約したコンパクトなまちづくりを健康づくりと合わせて進める。中枢中核都市等に民間投資を呼び込むため、都市再生を力強く進めるとともに、産学金官の連携による地域密着型企業の立ち上げの促進など、地域における産業振興への取組を支援する。公共施設等の整備・運営などのあらゆる公共サービスにPPP/PFIを積極的に活用し、地域の企業等の参入を促す。

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

② 社会資本整備

(基本的な考え方)

データ駆動型のインフラ整備・管理などの新技術の活用等を通じ、コスト縮減を含めた公共事業の効率化や民間投資の喚起を図りつつ、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取組を進める。また、生産性向上等のストック効果を最大限発揮するため、既存インフラやソフト対策の活用を進めるとともに、予算の重点化を図る。

財政制約の下、財政投融資や民間資金の利活用、公的資産の活用とそこからの収入の再投資等、多様な投資財源を確保するとともに、民間のノウハウを最大限活用していく。受益者負担に基づく観点や点検を踏まえた対策を確実に実施し適切な維持管理を行う観点から、財源対策等について検討を行う。

(PPP/PFIの推進等)

民間資金のより積極的な活用、既存の公的資産の利活用、収益を再投資に向けた仕組み等の構築を通じ、インフラ・公共サービス分野への民間の資金・ノウハウ活用について、抜本的に拡充する。このため、「成長戦略フォローアップ」及び「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/P

PF I の活用を重点的に推進する。

上下水道のコンセッションについて、関係府省庁が連携し、先頭に立って取組を開始する地方自治体を後押しするとともに、そのノウハウを横展開する。また、赤字空港の経営自立化を目指し、運営権対価の最大化を図りつつ、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。刑務所の運営等にPF I 手法を活用した事例の検証結果を踏まえ、地方を含めた庁舎建設などあらゆる公共サービスにPPP/PF I を積極的に活用する。人口20万人以上の地方自治体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするPPP/PF I の実施支援に加え、導入可能性調査経費等の初期投資支援や地域企業が参加するプラットフォームの形成促進など具体的案件形成に向けた支援を強化するとともに、PPP/PF I 導入の優先的検討を要件とした補助金・交付金の拡大など、地方自治体等がPPP/PF I に取り組みやすい方策を講ずる。人口20万人未満など人口規模が小さい地方自治体においても案件形成が進むよう、また、地元企業の案件への参加が促進されるよう、全国の地方自治体や、地元企業、地域金融機関の地域プラットフォームへの参画を促す。また、キャッシュフローを生み出しにくいインフラにも、積極的にPPP/PF I を導入すべく、サービス購入型の運営権設定や多年度かつ広域での一括契約などの仕組みを活用した民間技術・ノウハウの導入に向けて、具体的に検討を進める。

③ 地方行財政改革

(公営企業・第三セクター等の経営抜本改革)

水道・下水道について、持続的経営を確保するため、関係府省庁が連携し、各都道府県において広域化等を推進するための計画の策定を促すとともに策定状況を把握・公表し、計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化などの取組を推進していく。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PF I の導入や広域化・連携を促進する。また、公立病院について、2020年度までの集中的な改革の推進に当たり再編・ネットワーク化等に引き続き取り組むとともに、経営改革の進捗状況を定量的に把握し、必要な取組を検討する。

○成長戦略実行計画

第2章Society5.0の実現

6. 次世代インフラ

(2) PPP/PFI手法の導入加速

内閣府は、国内での取組が具体化しつつある医療・健康、介護、再犯防止の3分野を成果連動型民間委託契約方式の普及を進める重点分野として、2022年度までの具体的なアクションプランを本年度中に策定する。関係府省は、アクションプランに基づき重点3分野で成果連動型民間委託契約方式の普及を促進する。その成果は更に重点3分野以外へ横展開させる。

○成長戦略フォローアップ

I. Society5.0の実現

6. 次世代インフラ

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》10年間(2013年度~2022年度)でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業につい

ては、7兆円を目標とする。

⇒2013年度～2017年度の事業規模

・ PPP/PFI 事業：約 13.8 兆円

・ 公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業：約 5.7 兆円

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) PPP/PFI 手法の導入加速

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和元年改定版）」（令和元年6月21日民間資金等活用事業推進会議決定）のコンセッション重点分野である空港、上水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設、公営水力発電及び工業用水道について、数値目標達成に向けた取組を推進する。

行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組みである成果連動型民間委託契約方式について、その活用と普及を促進する。

① コンセッション重点分野の取組推進

・ 公共施設等運営権制度の絶え間ない改善のため、公共施設等運営権事業に参画した国内外の企業へのヒアリングの結果を踏まえ、運営権ガイドライン等の見直しを検討するとともに、先進諸国での最新の取組状況（活用手法や活用分野等）を俯瞰的に整理し、世界のトレンドと日本における取組の差異を把握し、日本において今後必要な施策を整理する。

・ これまでの国内での公共施設等運営権制度の活用実績や諸外国の事例整理を基に公共施設等運営権制度の分かりやすい解説資料を作成し、活用する。

・ 関係省庁は、諸外国での公共施設等運営権に類似する権利を保有する主体への法人税等の非課税措置の事例調査を基に我が国への示唆を整理する。これを踏まえて内閣府は民間事業者のニーズを 2019 年内に確認し、制度整備の必要性を判断する。

○令和元年度革新的事業活動に関する実行計画

三. 新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動関連施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣

I. Society5.0の実現

6. 次世代インフラ

ii) PPP/PFI 手法の導入加速

KPI

・10年間（2013年度～2022年度）で PPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。
このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする

コンセッション（個別分野）

空港

重点分野において、数値目標達成に向けた取組を強化

2019年度

・ 北海道7空港の公共施設等運営事業について運営権者を選定【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、国土交通大臣】

2022～2025年度

・ 運営権対価が契約当初に国に払われた場合には、対価の一定部分を将来

必要となる投資に複数年にわたって活用【財務大臣、国土交通大臣】

・国管理空港について、改善策の速やかな実行、5年ごとの検証（次回は2021年）【国土交通大臣】

コンセッション（全般）

重点分野において、数値目標達成に向けた取組を強化

2019年度

・専門的知識と豊富な経験を有する専任の民間人材を公募・登用、内閣府は必要な体制を整備【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣】

・混合型の公共施設等運営事業に国庫補助等が行われる場合の契約の妥当性、契約手続の合規性を担保するために必要な仕組みを整理・周知し、標準仕様書・設計指針等を改訂【厚生労働大臣、国土交通大臣】

・企業へのヒアリングの結果を踏まえ、運営権ガイドライン等の見直しを検討、先進諸国での取組状況を整理し、日本において今後必要な施策を整理【内閣総理大臣（内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方創生））】

・公共施設等運営権制度の分かりやすい解説資料を作成、活用【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））】

・法人税等の非課税措置の事例調査及び民間事業者のニーズ調査を実施し、制度整備の必要性を判断【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、内閣府特命担当大臣（金融）】

2022～2025年度

・民間からの職員を登用する場合には、利益相反が起こらないよう徹底【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構）

1. 政策的必要性

公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、多様なPPP/PFIを推進することが重要である。これにより、新たなビジネス機会を拡大し、地域経済好循環を実現するとともに、公的負担の抑制を図り、国及び地方の基礎的財政収支の黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献することが期待されている。さらに、PPP/PFIの推進はSDGs（持続可能な開発目標）の実現にも寄与する。

新たなビジネス機会を拡大するとともに、公的負担の抑制を図り、経済・財政一体改革を推進するためには、様々な分野の公共施設等の整備・運営にPPP/PFIを活用することが必要であり、とりわけ民間の経営原理を導入するコンセッション事業を活用することが重要である。そのためには、空港等の成長分野におけるコンセッション事業の活用を大幅に拡大することで観光立国の実現等を通じた成長の起爆剤とするとともに、長期的な持続可能性が課題となっている上下水道等の生活関連分野にコンセッション事業を活用することで課題の克服に努める必要がある。

コンセッション事業の活用を拡大するためには、その前段階として様々な収益事業の活用を進めることが効果的であり、これらの事業に積極的に取り組む中で、収益性を高めつつコンセッション事業への移行を目指していくことが重要である。

特に、運営費等一部の費用のみしか回収できないようなケースであっても、混合型PPP/PFI事業として積極的に取り組むことにより、少しでも公的負担の抑制等を図るといった姿勢が重要であり、その取組の中で、より収益性を高める工夫を重ねることで公的負担の抑制効果を高め、さらにはコンセッション事業へと発展させていくという視点が重要である。

一方、利用料金収入等の施設の需要変動リスクは民間が負担するものであり、このリスクに対応した資金調達が必要となるところ、我が国では、インフラに対してリスクマネーを供給する市場が形成されておらず、利用料金収入で費用を回収するPFI事業の資金調達を行う上で障害となっている。

このため、国費と民間資金により構成される機構を設立し、機構から利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対してリスクマネー（原則メザニンファイナンス）の拠出を行うことを通じ、PFI事業の実施を促進するとともに、その実績を積み重ねることを通じて、インフラに対してリスクマネーを供給する民間の自律的な市場の形成の促進を目的としている。

2. 民業補完性

我が国では、インフラへのリスクマネーを供給する民間の市場が未形成であるため、国の資金を呼び水に設立した官民共同出資の機構の投融資の規模を拡充し、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対する支援を実施するものである。

機構により利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対して資金供給するリスクマネーは、原則として、優先株・劣後債といったメザニンファイナンスであり、民間によるリスクマネーの供給を補完するものである。

3. 有効性

「PPP／PFI推進アクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定。）において、平成25年度から令和4年度までの10年間で21兆円のPPP／PFIの事業規模を達成することを目標とするとともに、公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（以下「コンセッション事業」という。）等について重点分野を定め、集中的に取り組を強化してきたところである。また、本アクションプラン対象期間の前半期を終えたため、平成30年度に民間資金等活用事業推進委員会計画部会において「PPP／PFI推進アクションプラン前半期レビュー」が実施された。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」あるいは「成長戦略実行計画」、「成長戦略フォローアップ」において、PPP／PFIを推進すること及び数値目標が設定されている。

この方針の実現に寄与するため、令和4年度末までに合計で7兆円規模の利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対するメザニンファイナンス等の支援等を行う。また、政府保証により、大規模のコンセッション事業等のPFI事業に対するメザニンファイナンス等の支援にも対応可能としている。

本機構は、リスクマネーを供給する民間の市場が未形成であるため、これが整うまでの間、国の資金を呼び水として民間の資金供給を促進しようとするものであり、民間のインフラ投資市場の整備状況を踏まえつつ、設置後概ね15年を目途に、機構の業務を終了することとしている。

4. その他

機構は、民間による効率的・効果的な運営を基本とし、その出融資によるPFI事業者への支援については、内閣総理大臣が定めた支援基準の下、客観性・中立性・専門性を確保した民間資金等活用事業支援委員会の支援決定に基づいて行うことにより、機構の財務状況の健全性の確保を図ることとしている。

30年度決算に対する評価

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 決算についての総合的な評価

機構における平成30年度の支援決定件数は6件であり、支援実行額は、貸付金165億円で、支援を行うために必要な資金として130億円の政府保証債を発行した。

翌期以降においても、今後の事業の進展等に伴い、順次、支援決定に向けての検討がなされる予定である。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

- 資産：平成30年度末の資産合計は、53,436百万円。
- 負債：平成30年度負債合計は、33,091百万円。
- 資本：平成30年度株主資本は、20,344百万円。

(2) 費用・収益の状況

- 費用：営業費用は、442百万円。営業外費用は、11百万円。
 - 収益：営業収益は、1,404百万円。営業外収益は、1百万円。
- 結果として、経常利益951百万円、当期純利益875百万円を計上している。